

外来医療計画（第 8 次後期）について

1 計画策定の趣旨

- 外来医療機能（初期救急、在宅医療、公衆衛生等）に関する情報を可視化し提供することで、個々の医師の行動変容を促し、偏在是正につなげていくことを目的に、平成 30 年に医療法が改正され、外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設定、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」を策定することとされた。
- 本県では山形県保健医療計画の一部として、令和 2 年度に「山形県外来医療計画」、令和 5 年度に「山形県外来医療計画（第 8 次前期）」を策定しており、第 8 次山形県保健医療計画の中間見直しに併せ、次期外来医療計画を策定する必要がある。

2 次期計画の期間

令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間（3 年ごとの見直しが必要）

3 見直しの主なポイント

- 国が示したガイドラインにおいて新たに盛り込まれた主要内容について、地域の実情を踏まえながら、適切に反映していく

【ガイドラインにおける主な追加事項と本県の対応（案）】

主な追加事項点	国ガイドライン（R8.5 改定）	計画策定の方向性（案）
外来医師過多区域への対応	外来医師過多区域の指定と新規開設者へ地域で必要とされる外来医療の要請・勧告等を検討すること	厚生労働省から示された候補区域に、本県の二次医療圏は入っていないため外来医師過多区域の指定は不要
かかりつけ医機能報告に基づく地域の協議等の取組	かかりつけ医機能報告により把握される情報も活用し、外来医療提供体制の在り方を検討すること	かかりつけ医機能の報告結果や医療機関の機能・役割等も踏まえ、外来医療提供体制の在り方について検討
地域外来医療（※）の公表	地域外来医療に関する事項を協議し、公表すること	二次医療圏ごとに設ける外来医療の協議の場（各地域調整会議）において、関係者と協議を行いその結果を公表、周知する。

※地域外来医療：地域において特に必要とされる外来医療（地域の初期救急の提供、在宅医療の提供、学校医・予防接種等の公衆衛生に係る医療、医師不足地域での医療の提供等）

4 今後の主なスケジュール

- 9 月 14 日 次期外来医療計画の策定の進め方について説明（本部会）
- 10～11 月 本編素案についての意見聴取（本部会）
- 11～1 月 各地域医療構想調整会議において、地域編等の協議
 - 1 月 県保健医療推進協議会で本編・地域編計画案を協議
- 1～2 月 議会報告、パブリックコメント
- 2～3 月 医療審議会で審議